

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	日本エア・リキード合同会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	東京都港区芝浦三丁目4番1号 グランパークタワー
工場等の名称	日本エア・リキード合同会社 名古屋工場
工場等の所在地	愛知県名古屋市南区丹後通五丁目1番12
業種	製造業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	各種高圧ガスの製造
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和8年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和5年7月30日 ~ 令和8年3月31日		
公表方法	掲示 閲覧	(場所) 事務所内	
	ホーム ページ	(HPアドレス)	
	冊子	(冊子名・ 入手方法)	
	その他	(その他詳細)	
公表に係る問合せ先	TEL:052-612-3260もしくはメールアドレスatsushi.suzuki@airliquide.com		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

1. 省エネルギー活動の推進

事業所で使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を令和 4 年度までに令和 1 年度比 3 % を目標に削減します。

2. 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

廃棄物の発生量を抑制し、資源のリサイクルを推進します。

3. 従業員の環境教育と社外への環境コミュニケーションの推進

従業員に対しては環境教育をすすめ、社外に対しては環境情報の公開を考えていきます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

名古屋工場長 ⇒ 推進委員 ⇒ サイト在籍社員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 4 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,752	t-CO ₂
① （温 室除 く 酸効 果ガ ス換 算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,752

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 4 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 7 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	1,752	t-CO ₂	1,699	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 令和 4 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 7 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

過年度(R3～R5)の削減効果が目標に達しなかった為、厳しい数値と認識していますが、あらためて温室効果ガスを1年間に1%ずつ、3年間で3%削減を目標として設定し、活動を進めていきます。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実践（冷暖房）	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適正化 ・冷暖房時間の短縮 	冷房：28℃ 暖房：20℃ テレワーク推進
省エネルギー・省資源の行動実践（照明）	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みや残業時には不必要な照明を消す ・反射板を定期的に清掃するなどし、最小限の照明での照度を確保する 	
自動車等輸送機器に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などエコドライブを推進する ・不要な荷物を積んだまま走行しない ・可能な限り公共交通機関を活用するなど、自動車の使用を控える 	水素自動車への置き換え
工場等の製造過程における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・製造工程の見直し・改善によって、省エネルギー化を図る ・使用量に見合った生産量にし原単位をあげる 	
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー・裏紙利用によりコピー用紙を削減する ・紙・プラスチックの資源ごみの分別を行い、リサイクルする 	

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--